

令和4年 年頭所感

東京小売酒販組合
理事長 吉田 精孝

新年明けましておめでとうございます。

年頭に当たり、組合員の皆様並びに関係団体の皆様には、平素より多大なるご支援、ご協力を頂いておりますことを深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言等が全面的に解除され、経済活動の再開が進む中、我が国経済は正常化に向かい始めておりますが、新たな変異株の感染拡大への懸念もあり、先行き不透明な状況が続いております。

昨年はコロナ禍による長引く飲食店の休業や外出自粛等により、酒販店を取り巻く経営環境は危機的な状況に陥りました。そうした中、本組合は各支部と歩調を合わせ、東京都や都議会議員等に対し酒販店への財政支援を強く求め続けると共に、5月には小池知事本人と面会し、組合員の窮状を強く訴えました。また、7月に政府が酒販店に「休業要請等に応じない飲食店との取引停止」を求めた際、組合員の皆様から多くの「怒りの声」を頂いたことを受け、全国小売酒販組合中央会（以下、中央会）が即座に抗議し、僅か5日余りで要請撤回に至ったことは記憶に新しいところです。こうした一連の活動が、酒類販売事業者を対象とした「月次支援金」の上乗せや給付要件の拡充につながったことは周知の通りです。

皆様の声を集約し、即座に行動に移すことができるのは、組合員一人一人の力を結集した「組織力があるからこそ」だと強く感じております。政府は新たな中小企業支援策として「事業復活支援金」の給付を決定しましたが、本組合は引き続き、「酒販店支援措置の継続」や「酒類業界全体の早期再興」に向けた施策の実施を強く求めて参ります。

本年度の事業につきましては、コロナ禍以前の事業を全て復活させる方針で予算編成を行っております。その中で重点的に取り組む事業について述べさせていただきます。

まず、「組織の活性化」についてです。

組合員数がピーク時の三分の一にまで減少していることに伴い、本組合はもとより各支部の運営は年々厳しさを増しております。中央会は関係各所に組織率向上を目的とした「組合加入の義務化」を要望しておりますが、現行法では「義務化」へのハードルが高く、実現は困難な状況です。こうした状況を打開するため、本年を能動的な「組合加入の推進」に取り組む元年と位置付け、各支部の協力を得ながら特に新規免許取得者に対するアプロ

一斉を図って参ります。既に昨年末から組合加入手数料を無料としましたが、今後速やかに所管の総務委員会で、具体的な加入メリットや新規加入者に理解が得られる賦課金制度について検討するほか、中央会を通じて各種の流通団体に対しても、組合の社会的役割などを説明する機会を設けていきたいと考えております。

続きまして「適正飲酒の推進」についてです。

本組合が展開する「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅キャンペーン」は、感染リスクの高さから街頭啓発活動を行うことが難しく、多くの支部で中止せざるを得ませんでした。一方、感染状況が落ち着いた昨年11月以降、一部の支部では地元の税務署や警察署と共に、感染対策を講じた上でキャンペーンを再開していることから、本組合としても4月の「秋葉原キャンペーン」に向けて準備を進めて参ります。組合にとって健全な飲酒環境整備に向けた活動は重要な取り組みです。今後は組合員や関係行政に留まらず、町会や商店街、地域の学生などにも参加を募り、酒販組合が存在感を発揮する社会運動に発展させていきたいと考えております。

加えて「適正飲酒」については、東京都の「アルコール健康障害対策推進計画」の中で、依存症や大量飲酒による疾病の抑制など健康面への配慮が求められています。また、WHOはアルコール健康障害を発生させる要因の一つとして酒類の安価な価格を指摘しています。本組合はかねて「酒類（特に高アルコールのRTD飲料）が清涼飲料水より安い価格で販売されることは問題」だと考えており、引き続きあらゆる場面で提起していく所存です。

続きまして酒類販売管理研修についてです。

昨年はコロナ禍の影響による受講定員削減をカバーするため、本部・立川の両会場を合わせ、過去最多となる72回の研修を開催しました。なお、本年は多くの組合員にとって3年毎の再受講年となることから、昨年秋に「講師講習」を実施し、各支部で講師を務める100名超の組合員が受講しました。今後は各支部の研修の円滑な実施をサポートしていくと共に、未受講者が生じないように努めて参ります。

次に酒類の価格問題についてです。

国税庁が公表した「酒類の公正な取引に関する基準」に基づく令和2事務年度の実態調査では、基準や指針に則していない取引が認められた129件中、7件に指示、18件に厳重指導が行われました。

本年は取引基準施行から5年目を迎え、廉売の原資となるリベートの在り方や販管費の配賦方法等について見直される予定ですが、現状、大手量販店やドラッグストアなどの「行

き過ぎた安売り」は未だに横行しております。本組合としては引き続き、組合員にチラシ等に関する情報提供を募り、国税局及び公正取引委員会に申告すると共に、特に国税局に対しては、厳格な調査の実施と指導の強化を求めて参ります。

小売組合と連携して事業を行っている東京味噌醤油商業協同組合についても主な方針を述べさせていただきます。

まず、「東京小売酒販会館」の老朽化に伴う対応については、昨年11月、これまで建設の是非を議論してきた「会館建設検討委員会」を、建設実行に向けた「会館建設委員会」に改組しました。具体的な建築仕様やスケジュール等は同委員会が主導していくこととなりますが、2年後の着手を目指して取組んで参ります。言うまでも無く「酒販会館」は組合員の皆様の共有財産であり、計画に当たっては公正性・透明性が重要だと考えております。会館建設によって皆様にどのようなメリットがあるのかも含め、進捗状況は公報等を通じて報告致しますので、ご理解頂けるようお願い申し上げます。

次に東京味噌醤油共済については、近年、組合員の減少と共に共済加入者の減少傾向が続き、運営が難しくなっております。現段階で給付金が掛金を上回る状態には至っていませんが、引き続き所管する厚生委員会で廃止も視野に制度の在り方について慎重に協議を進めて参ります。

次代を担う青年会の育成・支援に関しましては、本年度も最大限に努めて参ります。昨年はコロナ禍の中にあっても、定期的なりモート会議を通じた情報共有はもとより、会員店舗の魅力を相互に紹介する「スタンプラリー事業」など、積極的な活動を展開しております。また、本年2月には本組合との共催により「第5回酒屋角打ちフェス」を開催致します。今回はコロナ禍の制約があり、規模を縮小することになりましたが、同フェスは組合が実施する新たな経営活性化事業の一つとして捉えておりますので、今後の発展にご期待頂ければ幸いです。

冒頭でも申し上げましたが、本年もコロナの変異型感染拡大が懸念される中にあり、私たちの経営環境は厳しさを増しております。そうした中、小さな酒屋が集まる組織の代表として行政や政治に対し、業界の実情を忖度無くしっかりと伝えて参ります。これからも現場の声に耳を傾け、役職員一同が「組合員に必要とされる組織」となるよう立ち止まる事なく励んで参りますので、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、本年が皆様にとって良き年であることをご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。